

原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

平成17年10月7日
関西電力株式会社

1. 目的

原子力災害対策特別措置法(平成12年6月16日施行)第7条第1項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、これら計画の適正化を図る。

原子力災害対策特別措置法第7条第1項(抜粋) -
原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、.....中略.....原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2. 修正した日

平成17年10月7日

3. 修正の内容

(1) 国、地方公共団体の組織改正等に伴う反映

平成17年4月に行われた「近畿経済産業局の組織改正」、「福井県の機構改革」、「京都府の組織改正¹」および「京都府の警察再編²」に伴い、通報箇所等の記載を修正した。

1: 高浜発電所および大飯発電所原子力事業者防災業務計画が修正対象。

2: 高浜発電所原子力事業者防災業務計画が修正対象。

(2) その他記載の適正化

- ・消防署に火災の現場状況を速やかに連絡することを追記した。
- ・原子力災害事後対策計画の報告手続等の明確化(原子力防災センターにおける現地事後対策連絡会議等にて報告する)に関する記載を充実した。
- ・原子力災害の拡大防止を図るための措置における「運転上の措置」の内容を明確にするため、「原子炉の運転停止等」を追記した。
- ・二次災害防止に関する措置について、より明確化を図るため、従来、医療措置で記載していた内容を一つの項目(二次災害防止に関する措置)として記載した。

(3) その他

- ・社内組織改正に伴う反映

平成17年7月に行った社内組織改正(原子力事業本部の福井県移転等)に伴い、原子力事業者防災業務計画の組織等を修正した。

以上

(参考)

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について規定

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力災害が発生した場合に備えて、周到かつ十分な予防対策を行うための体制整備、原子力防災資機材の整備ならびに原子力防災教育および原子力防災訓練の実施等について規定

第3章 緊急事態応急対策等の実施

原子力緊急事態となった場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施ならびに関係機関への要員派遣および資機材の貸与等について規定

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった以降の、適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施ならびに被災地域復旧のための関係機関への要員派遣および資機材の貸与等について規定

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等について規定

以上